

# はしかわ市長の だいすき!くさつ



草津市は、昭和29(1954)年10月15日に、草津町、志津村、老上村、山田村、笠縫村、常盤村の1町5村が合併して誕生し、今月でちょうど70年となります。草津は古くから交通の要衝として、また江戸時代には、東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として栄えた歴史があり、現在もJR東海道本線、草津線や国道1号、名神高速道路、新名神高速道路などが市内を通過しています。誕生当初の人口は3万2,152人でしたが、京都や大阪へのアクセスが良く、商業施設の充実や自然環境の豊かさから、住みよいまちとして高い評価をいただき、今年4月には人口が14万人を突破しました。国の調査によると、令和5年の人口増加率は、本市は1.16%の増加で、全国1,747市区町村中第10位の結果となりました。まちの発展の礎を築かれた先人の努力や功績に感謝を申し上げるとともに、これからのまちづくりに対しての責任を感じております。

本市の発展の大きな要素の一つとして、今年30周年を迎える立命館大学びわくくさつキャンパス(BKC)の開業と、JR南草津駅の開業があります。BKCでは、開設当初は理工学部・理工学研究科の約5千人の学生が学ばれていましたが、現在は6学部・6研究科が設置され、約1万4千人の学生が学ばれています。大学の知の力を行政や民間に提供いただいております。多くの学生が地元の小・中学生との交流や、地域のお祭りに参加され、にぎわいや活力を与えてくれています。今月号の特集で紹介していますように、11月10日(日)にはBKCにて、市と共催でBKCウエルカムデー「びわくくさつ健康フェスタ」が開催されます。幸福を意味する「Well-being」をテーマに、大学の研究に触れる企画やスポーツ、健康食などを体験するイベントが行われます。また、今年「草津未来SDGs Awards」として、学生のアイデアコンテストも実施し、地域の課題に対するアイデアを考えていただいています。全国的には、人口減少社会が進行しておりますが、大学が立地する特性も生かしながら、いつまでも住みよい、活力と魅力のある健康都市の実現をめざして取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 年金生活者支援給付金

公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。新たに対象となる人には9月中旬に日本年金機構から案内が届いています。忘れずに同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を書いて、提出してください。

- 高齢基礎年金を受給している人のうち、以下の要件を全て満たしている人
    - ・ 65歳以上
    - ・ 世帯員全員の市民税が非課税
    - ・ 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下
  - 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人のうち、前年の所得額が約472万円以下の人
- 問 日本年金機構 草津年金事務所(西渋川一) ☎567-2220、☎562-9638
- 保険年金課(1階) ☎561-2367、☎561-2480

## 国民年金の受給資格期間が不足している場合

● 国民年金の任意加入  
60歳までに、老齢基礎年金の受給資格期間が満たない場合や、納付期間が少ないために老齢基礎年金を満額受給できない場合、任意加入の申し出により、保険料が納付できます。

- 対 60~65歳の人
- 他 ● 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、70歳まで納付すれば受給資格を満たす場合に限り、65歳を過ぎても特例で任意加入可
- ・ 海外に住所のある日本国籍の人も任意加入可
  - ・ 公的年金(厚生年金・共済組合)の加入期間中は任意加入不可
  - ・ 保険料は、原則、口座振替での納付
- 申 金融機関の通帳、届出印、本人確認書類を持って、草津年金事務所か担当課に直接
- 申・問 ● 日本年金機構 草津年金事務所(西渋川一) ☎567-2220、☎562-9638
- 保険年金課(1階) ☎561-2367、☎561-2480

## 各給付金の申請は10月31日(木)まで

- 低所得者支援臨時給付金(令和6年度新たに「住民税非課税となる世帯」「住民税均等割のみ課税世帯」と「こども加算」)について
- 問 人とくらしのサポートセンター給付金窓口(1階) ☎561-0189、☎561-2482
- 定額減税補足給付金(定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付)について
- 問 人とくらしのサポートセンター給付金窓口(1階) ☎561-6889、☎561-2482

2015年9月に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」を理念とする、国際社会共通の目標です。先進国と途上国が一体となって、目標の達成をめざします。市でも第6次総合計画で、SDGsの視点を踏まえたまちづくりを進め、広報くさつでは、該当する記事にアイコンを表示します。

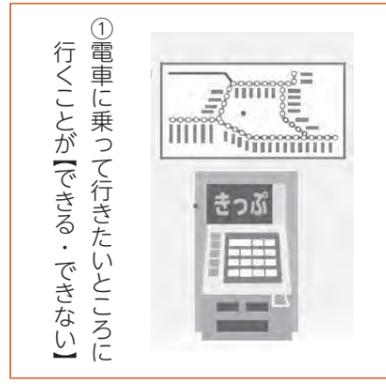
## すべての人を大切にするために

— 正しく知って、差別を見抜く力をつける —

問 人権センター (大路二、キラリエ草津3階) ☎563-1177、☎563-7070

学習冊子「めざめ」を読んで人権感覚をアップデート!  
市では例年9月に、町内学習懇談会や研修会、家庭などで人権について考える資料として学習冊子「めざめ」を作成し、各家庭や関係各所に配布しています。歴史は古く「めざめ第1集」は昭和50(1975)年に発行され、今年度で「第47集」になります。

今年度発行の「めざめ第47集」は、大きく三つのワークシートで構成され、話題に対する自分の答えを基にしながら、人権についての考えを深める内容になっています。その中の一つ「ワークシート2」では『自分の中にある「ふつう」「あたりまえ」を見直そう』というテーマで、次の三つの日常の場面を示しています。



①電車に乗って行きたいところに行くことが【できる・できない】

②自分が着たい服を周囲にどう思われるかを気にせずに着ることが【できる・できない】

③銀行の受付で自分の名前を書くことが【できる・できない】

④外国から日本へ来たばかりで、日本の電車に乗る方法が分からないから持病があり、電車の乗り降りや長時間の移動が難しいから教育の機会を奪われたため、文字の読み書きが難しく、表示が分からないから過去の体験(電車内での性被害など)が思い出されて不安を感じるから

といった例が挙げられます。もしかすると、①から③について、多くの人が「できる」と答えるかもしれません。ここで気を付けたいのが、自分が「できる」と思っていることが、自分の中の「ふつう」「あたりまえ」となって形作られる点です。この「ふつう」「あたりまえ」という考え方によって、知らず知らずのうちに「できなくさせている」背景に気付かなかつたり、その根本にある社会問題を捉えられなかつたりすることがあります。また「ふつう」「あたりまえ」でないことを理由に偏見が生まれたり、自分と違うからと排除したりすることがあります。だからこそ、自分の中の「ふつう」「あたりまえ」を、機会を捉えて問い直していく必要があります。この「問い直す」手段が、人権学習です。これから各地で行われる人権に関する研修会や町内での学習懇談会など、人権学習の場に参加することも大切ですし「めざめ」を読むことも大事な学習の一つになります。

「めざめ」を読んで人権感覚をアップデート(最新の状態で更新)しましょう!

## まちづくりについての市民意識調査にご協力ください

市政運営の参考にするため、無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人に、市の取り組みへの意識をお聞きします。調査票は、郵送で送りますので、届いた場合はご協力をお願いします。※インターネットでも回答できます

- 調査開始 10月上旬
- 回答方法 10月21日(月)まで(消印有効)に、郵送かインターネットで

問 企画調整課(7階) ☎561-2320、☎561-2489

